

## 第10回 障害者差別をなくすための研究会議事概要

### 【各界との意見交換】

#### (野沢座長)

それでは、今回の研究会も前回に引き続いて各界との意見交換を行いたい。事務局から資料確認及び出席している関係課の紹介を。

#### (事務局:小森)

(資料確認及び出席関係課の確認)

#### (野沢座長)

では時間もないので、さっそく意見交換に移りたい。日本労働組合総連合会千葉県連合会(連合千葉)の山下さんと米井さんからどうぞ。

#### (連合千葉 山下氏)

事前に資料の準備もなく申し訳ないが、トップバッターということでよろしくお願ひしたい。連合千葉と加盟団体の自治労の米井さんとの2人で話させていただく。

連合千葉は労働組合なので、その立場から障害者の雇用対策について考えているところ。今回のテーマの「差別をなくす」ということについては、全国レベルの連合では、「政策制度の要求と提言」の中で、障害者雇用と福祉に関わる部分でおよそ7～8ページを割いて様々な提言をしている。

連合千葉としては、主に働くことに対しての労働相談を行っている。その中で障害を持つ人の相談も含まれているので、その中で、一つ一つの事例にお答えする形でサポートをさせていただいている。

本部内での議論を踏まえ、また、障害者自立支援法の関係を考えてみると、それぞれ、代表的な障害であれば、身体障害、知的障害など様々な障害がある人の持っている能力を発揮することが雇用につながる。そして、働くことによって、当然のこととして喜びを得たり、生きているという実感を得ることにつながっていくことを最大の目標として行きたいと考えている。なお、今回、若干意見交換のお誘いのお話が急だったこともあり、連合千葉でまとまった意見ではないことにご配意願ひたい。

次に、米井さんのほうから、実際に職場で直面・体験していることをお話しさせていただきたい。

#### (連合千葉 米井氏)

米井です。急遽ピンチヒッターということでお話しさせていただくが、事前の打ち合わせも十分出来なかった点はその点にご容赦願ひたい。

私は、千葉市に職員として勤めている。市は障害者枠として、平成6年から障害を1持つ職員を4～5人ずつ毎年雇用している。かれこれ何十人という単位になっているので、職場内でいろいろと問題が起き始めている。今回のテーマに関わることとして

差別とまで言えるかはわからないが、研修に参加できなかつたりと施設のハードが対応できていなかつたりといった不利益がある。組合を通じてその都度役所に要求して改善されてきている。いま主に話し合っていることは、障害を持って採用された人が、障害も悪化したりするので、それでも雇用が継続できる仕組みを考え話し合うこと。

障害者が健常者とともに働くということは、想像以上に難しい部分もあり、これが民間企業であれば利益追求のためもっと厳しいと思うが、私どもとしては民間に反映できるようなシステムを作れるように考えている最中である。話がうまくまとまらないが以上で。

(一同拍手)

(野沢座長)

どうもありがとうございます。では委員の方からご意見、質問等を。

(森委員)

本日はありがとうございます。言葉の揚げ足を取るわけではないが、先ほど、障害に対する認識の中で、「身体から知的まで」と、精神障害者の労働問題が出てこなかったもので、精神障害を持つ方が働くことについて、お考えを伺いたい。

また、労働相談をどのような仕組みで行っているのかお教え願いたい。

(連合千葉 山下氏)

日頃から、街頭を中心にティッシュや教宣ビラを配って広報している。その中で、「行こうよ連合に」ということで、フリーダイヤルで「何でも労働相談ダイヤル」というものを全国レベルで行っている。基本的には、平日9時半から午後5時半まで行っている。年に何回かは土曜・日曜も行っている。やはり多いのは、賃金の問題と解雇の問題。突然解雇されたことに対して復職したいという相談が多い。

前段の精神障害の方の問題については、申し訳ないが統一見解がないので発言は控えさせていただきたい。

(野沢座長)

他にはどなたか。

(障害者計画推進作業部会 植野委員)

確認のため伺いたいが、障害者枠の採用について、何人かいらっしゃると思うが、「支援なく自力で働ける」という条件で採用というケースが多いと聞く。つまり、自分の力だけで働くという条件があり、そのためにかえって制約が生ずることが多いと伺っているので、その辺りの現状について教えていただきたい。

(連合千葉 米井氏)

現在、支援がないということについて、千葉市でも、脊髄損傷の方が介助犬を使うことの扱いについて、当局とだいぶもめた。様々な部局の力を借りて、介助犬の導入に成功した。

また、視覚障害の方で体調を崩して視力の悪化が進行している人がいて、ハード面では拡大鏡や音声読み上げパソコンなどで対応しているが、それが支援に当たらないと思うが、そのあたりの職場での理解も、周りの皆さんと話をしながら進めている。

**(障害者計画推進作業部会 植野委員)**

ありがとうございました。

**(山田委員)**

先ほど、精神障害者の方の話で、現時点で統一見解がないこと構わないが、途中で精神障害になる方の課題については、相談等もあると思うので、認識等について伺いたい。

**(連合千葉 山下氏)**

いま取り組みを広げようとしているのは、メンタルヘルス。これについて、連合のネットワークと、団体のネットワークをうまくリンクして、身近なところで相談できる体制作りが遅まきながら着手をしたところ。私の経験からも、安心して相談できる条件が必要なので、それを整えていきたい。

**(高村委員)**

先ほど「政策制度の提言提案」という冊子を見せていただいたが、その中で教育についてはどうか。また、障害者の失業率を知りたいと思うが、一般就労の中で、就業・失業の割合を知りたい。

**(連合千葉 山下氏)**

2005年版の障害者白書からは、30～34歳という年齢層では就業率は一般の方が74.2%。身体障害の方は45.7%、知的障害の方では54.1%。平均からは20～30%ほど低い状態であると認識している。法定雇用率についても、本来は1.8%だが、現状では1.46%位となっている。

**(障害者計画推進作業部会 木村委員)**

精神障害者はどうか。

**(連合千葉 山下氏)**

申し訳ないが、これまで法定雇用率制度に含まれてこなかったもので、不明である。

**(西村委員)**

フリーダイヤルで様々な相談があると思うが、どの程度まで介入して解決していけるのかを具体的にお教え願いたい。

**(連合千葉 山下氏)**

連合千葉では「連合千葉ユニオン」という一人でも入れる労働組合を作っており、そ

こに入ってもらい、個別の事例を最後まで解決を図る。相談も、初めは電話だができれば面談を行う。そして、職場にある程度の人数がいて、労働組合を継続的に組織できれば作り、人数が少なくて難しければ「連合千葉ユニオン」で我々がバックアップする。このような2本立てで解決を図っている。

**(野沢座長)**

残念だが時間がないので、このあたりで。障害者にはどんな事例あってどのように解決しているのか、別の機会に是非じっくりと伺いたい。本日はどうもありがとうございました。

(一同拍手)

**(野沢座長)**

では、次に中小企業家同友会の市川さんと大竹さん。市川さんには以前にもすでに障害者計画推進作業部会の委員として発言していただいたが、今回は中小企業家同友会としてお話をいただきたいと思う。

**(中小企業家同友会 市川氏)**

市川です。先ほどの厳しい質疑を聞いていて、以前のようにそちらの側にいた方が気が楽かもしれないな、と思ったが、本当は、中小企業家同友会の他の経営者に来てもらいたかった。他の人にも声を掛けたが、はっきり言って、差別の問題を話すということになると、経営者の側はやり玉に挙げられがちで尻込みしてしまう。

それで、大変申し訳ないが、隣にいる大竹君は本当は経営者というわけではないけれども、話してみたいということなので、やり玉に挙げない、という条件でお話しさせていただき、その後私からお話しさせていただきたい。

**(中小企業家同友会 大竹氏)**

初めまして。中小企業家同友会障害者問題委員の大竹です。NPOの養鶏場で責任者をしており、そこでは知的障害者3名を雇用している。

今回、障害者差別ということで、私は特に知的障害者の雇用・採用での差別について話したい。

障害者というだけで、アルバイトの面接すら受けられない。「障害者」という大きな社会的な烙印で、仕事に就くチャンスさえ奪われる。「うちでは障害者を雇用したことがないから」と言われたり、ひどい場合、「障害者ってバカでしょ」というひどい電話対応もあると授産施設職員などから聞いている。なんとか採用された後も小さなトラブルで解雇されてしまう。しかし健常者でも同じようなトラブルで解雇されるかという疑問。新卒者でも面接さえ受けられないという状況。何らかのケアを含めて同じ卓上で話し合えないかと思っている。

私の職場にも重度の知的障害者がいる。少し自閉傾向があり、返事ができなかったり、他の知的障害者と比べても仕事が遅かったりする。何を言っても無表情なので、頼んだ仕事を理解しているかも分からなかったが、半年間繰り返し教えることで、「仕

事が終わったよ」という報告や、注文を取り次いで「ありがとうございました」ということができるようになった。彼の働きたいという気持ちがそのように形になってくるのは、同じ職場にいる者としてうれしい。

障害者の場合、健常者とは違うアプローチは、指導と教育が必要ということ。社会人として成長すること、働くことにせかされているイメージがある。昨今の不況下では、企業としては即戦力が必要なのはわかるが、企業側の偏見や色眼鏡に負けないで、障害者の雇用と理解を広げていきたい。

若干まとまらないが、以上で。

#### (中小企業家同友会 市川氏)

彼は今回初めて人前で話したが、私もあがるくらいなのに、よく話してくれたと思う。私とともに零細企業の経営者で集まって月に1回話し合っているが、単刀直入に前向きにこの話をしていると、その中で「おれたちの前に差別なんかないよ。差別なんて考えたくないよ。」という話が出た。

時間がないが、私の考えを簡単に述べさせていただく。企業はあくまで利益追求のために企業経営をしている。デメリットのことだけを考えれば、障害者の問題は避けて通りたいのが本音だと思う。大企業はほとんどみんな避けて通っているのだから。以前、横川橋梁の人事担当者から障害者雇用の話を聞くことができた。確かに障害者を雇用しているのだが、かなり能力の高い人が雇用されていた。それで大企業は「障害者を雇用している」と言うことができる。それでは本当の障害者雇用に結びついていないのではないかと思う。

2年前から、障害福祉課の竹林課長などとともに話をする機会を与えられているが、その中で、「千葉県の中で障害者雇用にカウントされない障害者も相当いるのではないか。そのほとんどは零細企業で雇用されているのではないか。」という話をしてきた。

私が思うのは、障害者雇用が不平等だからといって、企業による差別とのみ考えるのではなく、家族や福祉団体、教師、職員などみんなで考えるべき。企業による差別も確かにあると思うが、はっきり言って、差別されるという後ろ向きなこと以外に、良いことがいっぱいあると思う。メーリングリストにあったような「こんな良いことがあった」という話を広げていければよいのでは、良い方を捉えていけばよいのではないかと、研究会にもそのように考えてほしいというのが本音である。

今日は早めに5時頃来て、雇用労働課や特別支援教育課など他課の人とも話したが、差別される側にも多少問題があるのではないかという考え方も持っていたきたい。

先ほど、連合の方もおっしゃっていたが、教育問題の世界でも、普通の教室内に障害者がいない長い長い時代があった。そこで急に世の中が変わることはできないと思う。もっと昔はもっと差別があったけれども、それがようやく現在の状態になった。それは、先達の方々の取組みによるものだが、それにまず感謝して、ありがとうという気持ちを持った上で、「まだこんな差別もあるんだと、どうなくしていこうか」という気持ちを持ったほうがよい。

私も企業人として話すときは、徹底的に利益を追求して、障害者も徹底的に労働の一員として考える。私の仲間で、八千代に吉見社長というのがいるが、どんなに仕事ができなくても、1年間は伸びるまで待ってそれから採用している。今でも13~15人くらい障害者を雇用している。養護学校でも教育しきれなかった子たちが、18歳になって卒業して、それを一般社会で教育して働かせている会社もあるということ。後ろ向きではなく前向きに考えてほしい。

特別支援教育課も考えているが、養護学校の一部に個別移行支援計画という、卒業後の支援のあり方について、何校か指定校を作って研究している。また、流山高等学園で職業教育と就業支援のありかたについて研究をしていて、そこにも参加させていただいている。教育界でも色々な取り組みをしている。

私が強調したいのは、良い方向で捉えてほしいということ。差別をなくすための研究会でこういうことを言うと怒られるのを覚悟して言った。どうかこういう経営者もいることを知っていただきたい。

(一同拍手)

(野沢座長)

ありがとうございました。何か意見のある委員の方は。

(障害者計画推進作業部会 植野委員)

質問を県にしたい。契約担当の課に伺いたいが、各市の行政によっては物品の調達に関して、登録企業のリストに、高齢者雇用、障害者雇用などのデータも載っていると聞く。県ではこのようなリストがあるのか。あればどのように活用しているのかもご教示願いたい。

(事務局:小森)

管財課が担当しているが、本日欠席なので後ほど調べて回答したい。

(野沢座長)

中小企業家同友会の中で、何社くらい加盟していて、そのうち障害者雇用をしているのは何%くらいか聞きたい。

(中小企業家同友会 市川氏)

先日、幕張で1543社が集まって全国会議をした。約40000社が全国で組織されている。全部は把握していないが、各県で15社位ずつ障害者を雇用していると思う。やはり進んでいるのは西の京都、大阪、滋賀、福岡などで、多いところでは30社ほどで、1事業所で多いところは20人ほど雇用されている。雇用率に数えられないような中小企業も取り組んでいて、宮崎にも小さな全従業員20人のケーキ屋がある。そのうち12人が障害者で、精神障害者がその半分いる。精神障害者はどのように雇用されているかという、緊張感が続かないので2時間ごとの交代制。ケーキ屋は朝早くから始まるので、火入れをする人は仕事が終わるとそれで帰ってしまう。3人でやっと一人分の雇用。それでもきっちり雇って、きっちり給料を払っている。

中小企業家同友会は東京に全国協議会があり、障害者問題全国協議会で年に4回情報交換をしている。また、1年おきに全国交流会をしている。去年は福島県で行ったが、千葉県で第7回を行ったときは300～400社が参加した。

#### (高村委員)

高村です。前向きな話として、教育のことで、障害のある子もない子も混じり合っ一緒に相互理解を深め学んでいくことと、障害者は分けられたところで教育を受けることがあるが、社会で雇用を進め、理解を進めるためにはどちらが良いと思うか。

#### (中小企業家同友会 市川氏)

私は教育の専門家ではないが、もう一つ話をする。ご存知の方もいると思うが、私の娘も35歳で知的障害がある。

私は千葉市立第二養護学校の校外評議員もしており、その中でも話すが、選択肢は両方必要かと思う。企業と学校と保護者の三者懇談会をしている。

そのなかで、ある父親が、「親として普通の小学校に入れたくて入れたが、2年生、3年生でいじめにあって、登校拒否になったが何とか卒業した。しかし、中学校になったら、『もう学校に行かない』と言い出したので、養護学校に入れたら行くようになった。そうしたら、家での生活もずっと前向きになって、楽しく学校に行っている。いじめは健常者にもあるのではないかと思うが、普通の学級でいじめられるなら、本当に主人公になれる養護学校のがいいと思っている。」という話をした。

たしかに、目の前にいる山田委員などの活躍を見ると、やはり「そうじゃない。普通学級でのびのびさせるのが親の勤め」という意見もあると思う。要は、その子その子にあった選択ができる教育を作るのがベターではないかと思う。障害がある子も普通学級に通うのは、それはそれで良いこととは思いますが、全てをそれにはめるのは反対である。

#### (野沢座長)

ありがとうございました。ちょうど話題が教育になったところで、千葉県小学校長会から意見をお願いしたい。

#### (千葉県小学校長会 岩崎氏)

千葉県小学校長会では特別支援教育に関する課題を重点課題の一つとして掲げている。校長以下全教職員が学校の総合的・全体的な対応のための校内支援体制の構築を推進している。今回、「障害者差別に当たるとされる事例」を読んだが、教育分野が多いことを重く受け止めている。今日は、三点についてお話しさせていただく。

第一に、特別支援教育に求められる条件整備について。教育体制は、LD、ADHDなどを中心に、特別な教育的支援を要する子に学校の対応を考えること。この子の特徴は何か、学校としてできること、しなければならないことは何か、そのために何をどうすればよいか、リソースとして使えるものは何か、これらを組織的、計画的、継続的に捉えていくこと。

特別支援教育体制は、最終的には校内支援体制である。予算がない、財源がない、

と言うだけではなく、できることから今すぐに具体化していかなければならないと認識している。ただ、そうは言っても限界があるのは事実。校内の人材だけでは対処困難である。限界を見据えつつも体制整備に当たっていく。地域の学校支援ネットワーク構築を具体的に進めていこうと考えている。

国の「特別支援教育推進のための制度のあり方に対する中間報告」のパリックコメントが約1,700件寄せられているという。「特殊学級をなくさないでほしい」「条件整備・人員配置をしっかりとってほしい」という意見が特に多かったと聞く。特別支援教育への移行に際しても、基本的にはこれまでの特殊学級等での教育水準を維持しつつ、LD等に対処可能にするというスタンスを貫いてほしいと思う。

また、保護者への情報提供と意見尊重のシステムを工夫して、保護者に多様な選択肢を用意することも大切である。地域の学校支援ネットワーク構築や保護者への多様な選択肢を提供することで、就学に関する事例は今よりも改善が図られると思っている。

## 2、特別支援教育コーディネータの養成について。

人材確保と専門性の養成という観点。学校の支援体制整備のためには、校長がリーダーシップを発揮することが重要と認識している。全ての子の学習権を尊重しつつ、その子の個性にあったカリキュラムを考えるのが校長のつとめだが、実際の場面では特別支援教育コーディネータが重要である。その重要性、要求されるスキルを考えると、兼務では無理ではないかと思う。専任のコーディネータの配置が必要。そして、どう位置づけて活用するかを具体的に考えながら、その養成に当たっていく必要がある。そして、そのようなコーディネータが保護者、教師、教育関係者と連絡調整を図ることで、就学中の事例の改善も進むのではないかと思う。

3、全ての教職員の意識改革 理念の共有と指導力の向上が。それは校長も含めてのもの。障害のある子どもに対する十分な理解と適切な対応が必要である。これがお題目にならないよう共有化し指導力の向上に努めていきたい。現在、教育委員会と校長会が協力して、管理職研修を立ち上げ、また、外部講師も招いての校内研修での意識改革にも努めている。全ての教職員の人権意識の向上を図ることが必要。本に書かれていることではなく、目の前の子どもをどうしていくか、という実際の力になっていくものを身につけていきたい。

最後に、子どもたち一人一人の可能性を切り開こうと、多くの教師に限られた条件の中で必死に頑張っていることを申し添えたい。

(拍手)

## (野沢座長)

ありがとうございます。では同じ教育分野なので、PTA連絡協議会の久保田さんから続けてどうぞ。

## (千葉県PTA連絡協議会 久保田氏)

千葉県とついでに、高等学校は含まず小中学校のPTAからなっている。

千葉県下1,005校のPTAからなり、会員数は約33万。支部数は29支部から成り



立っている。県のPTA全体としては、現状では大変残念だが、障害者の差別をなくす、という観点からは特に指導をしていないのが実情である。ただし、各校の単位PTAからの報告は県のPTAに届いているので、紹介したい。

例えば、やはりまだまだバリアフリー化が進んでいない。車いすに乗っている人がいれば、教師や力持ちの男子生徒などが人海戦術で手伝っているのが実情である。また、体育祭や修学旅行などの学校行事の中で、「一緒に生活をしているんだ」という思い出作りをするために必ず一人一役をつけて行うことなどが重要と、それぞれのPTAから報告されている。

子どもたちによる障害者差別はほとんどないのではないかと思うが、先ほど校長会の先生がおっしゃったように、我々自身の、保護者自身の意識改革をする必要がある。県のPTAとしては、「大人が変われば子どもが変わる」という運動を展開している。やはり、子どもは大人の悪いところを見てしまう。子どもの目から見て悪いところを直していこうと思う。例えば、点字ブロックの上に平然と自転車を置いてしまう。「大人が変われば子どもも変わる」という点で、我々も支援していこうと思う。我々も変わらねばと痛感した。

(拍手)

(野沢座長)

ありがとうございました。では、委員の方から意見や質問などどうぞ。

(横山委員)

最近、福祉学習ということで手話の授業などがあるが、障害者を理解するための授業の中で、精神障害についてはどの程度教育しているのか。外部講師として精神障害者を講師に招いたりといったことはあるのか。

(千葉県小学校長会 岩崎氏)

学校によって温度差はあるが、手話や点字だけでなく、精神科の医師を招いてお話をいただくことはある。

(横山委員)

精神障害の当事者が、学校に伺うケースは。

(千葉県小学校長会 岩崎氏)

付き添い付きではあるが、1校だけある。

(高村委員)

対応の良い事例について、多く書かせていただいたが、私の子も障害があり普通学級に在籍させていただいているけれども、校長先生の膝で遊ばせていただいたり、先生方にも本当によくしていただいて、おかげさまで元気に学校に通わせていただいている。何とお礼をしてよいか、感謝している。PTAでも、地域の皆さんが応援してくれているというか、お世話になっており本当にありがたい。

いま、千葉県では、呼吸機を付けた子も複数が普通学級に在籍している。校長先生では、全体で何人いるのかといった数の把握などはどのようにしているか、把握していれば教えていただきたい。

**(千葉県小学校長会 岩崎氏)**

データを今持っていないので詳しくはわからないが、呼吸機を付けているお子さんなど、いろいろなことを校長会で話題にしている。ただ、先ほども申し上げたように、他に追いやるのではなく、現在の立場の中で、教育委員会や市役所の協力を得ながら、学校の中でできるだけ対応していこうという前向きな姿勢でいる。

**(障害者計画推進作業部会 木村委員)**

学校では精神障害者の問題で事件が起こったりしており難しいところもあるが、私たち当事者やその家族は、やはり学校から変えていかないといけないと考えている。学校で、全国に260万～270万いる精神障害者の問題をきちっと伝えていかないといけない。例えば、学校でいたずらをする先生に「おまえ、〇×精神病院行きだぞ」などと言われる。問題の中のある一部分だけが拡大再生産されている。そう言われて育った世代が教師になって、また同じことを繰り返している。

横山さんから話があったように、学校で当事者や準当事者である家族が具体的に話す機会ができればよいと思うが、どうすれば、どんなアプローチをすればそれができるのかを質問したい。我々にも「やろうじゃないか」という話があるが、やりたくてもやりかたがわからない。学校側からアドバイスをいただきたい。

**(千葉県小学校長会 岩崎氏)**

学校が外部講師を募るときには、関係団体にアクセスをお願いしている。

**(障害者計画推進作業部会 木村委員)**

やはりいろいろな事件があったので、精神障害者は、学校へのアクセスが逆に困難になっているのではないかと危惧している。そのあたりのことについても、後ほどご相談したいのだが。

**(千葉県小学校長会 岩崎氏)**

そんなことはない。私たち自身も、できるだけそのような方々を学校に招いて、差別や偏見を持たないように、交流してお話を伺いたい。

**(障害者計画推進作業部会 木村委員)**

別にもう一点伺いたい。近年、現場の困難から、教員の方々は精神を病む方が多いと聞かすが、どのように対策をしているのか。

**(千葉県小学校長会 岩崎氏)**

対策としては、スクールカウンセラーや養護教育センター等が専門の先生が対応し、教職員課の人事管理の面で医師を紹介したりしている。

**(障害者計画推進作業部会 木村委員)**

生徒やPTAの関係はどうか。要するに、精神を病んで休んでしまった先生のことを、オープンにするのか、隠しているのかということなのだが。ケースバイケースとは思いますが。

**(千葉県小学校長会 岩崎氏)**

プライバシーの問題を考えれば、「病気のため休み」ぐらいしか言えないのではないだろうか。

**(根本委員)**

私は一般企業の役員という立場なのだが、私もこの会議の中で言っているが、「健常者が障害者のことをあまりにも知らなすぎる」ということ。我々、企業内では人事担当者に勉強をさせなければいけないと思う。また、先生方も小学校のときから、健常者に、障害者が世の中にいるんだということを、どのように教えていくかが大事だと思う。その点について、どのように活動しているか、あるいは現場で実際にどのように教えているか、教えていただければと思う。

**(千葉県小学校長会 岩崎氏)**

例えば、私の学校は特殊学級が設置されていて、子どもたち同士登校から下校まで接触しているので、大人が思うほど完全ではないけれども、特殊学級設置校の子どもたちは把握していると思う。未設置校では、交流教育をしているので、いろいろな場面でできる限りおっしゃるようなことを教育していると思う。まだ不足な部分もあろうかと思うが、今後強化していきたい。

**(白川委員)**

まず一点、特別支援教育への移行について。学校支援ネットワークは、具体的にはどのようなことを考えているのか。

**(千葉県小学校長会 岩崎氏)**

例えば、文部科学省の特別支援教育体制推進事業のモデルに千葉市が指定されたとき、福祉関係や学識経験者等を募ってしたことをモデルにして、保護者代表や地域の保育所長、民生委員、児童委員、区役所の福祉関係、学区の中学校の先生などのネットワークを考えている。

**(内山委員)**

教育という視点からではなく雇用という視点からになるが、学校現場では、教員、事務職員などで、障害者をどの程度雇用しているのか。

**(千葉県小学校長会 岩崎氏)**

申し訳ないが把握していない。

**(内山委員)**

実際に働いている方の話を聞いたことは。

**(野沢座長)**

そういう先生がいるとニュースになるくらいだから少ないのでは。

**(千葉県小学校長会 岩崎氏)**

わからないが、県立の盲学校か聾学校の校長で、目が見えない方が耳が聞こえない方がいらしたと伺っている。なので、一般の教員の中にもいると思う。確かに、一般の企業に比べたら少ないと思う。

**(野沢座長)**

では、また後ほどデータをいただきたいと思う。

**(山田委員)**

校長先生からの、障害のある子どもたち前向きに対応したいという話、また、PTAの久保田さんからの、保護者の意識改革が必要という話、両方とも力強く思う。

いま、千葉県の教育委員会の方では、障害のある子どもたちが普通学級に在籍することについて、基本的な方針が出ていて、管理職研修などでお話いただいているとのことである。障害のある子どもたちが普通学級に在籍する際の対応の方針として、障害の種類程度にとらわれず、どの子も安心して学校生活を送れるようにしなければならない。その基本方針をお二人の話で伺えてうれしいが、こうした方針はいろいろな場面で確認していらっしゃるのか。

**(千葉県小学校長会 岩崎氏)**

取り組んで3年目にあたるので、校内委員会は、どの学校も設置しているはずであるし、特別支援教育コーディネータは指名している。温度差はあろうかと思うが、一歩踏み出したところかなと思っている。

**(森委員)**

PTAの久保田さんに質問というよりも、研究会で取り組んでいるミニタウンミーティングの「障害者の差別の問題について、地域でみんなで考えようよ」に是非、PTA連絡協議会で参加していただけることを呼びかけたい。親・保護者の意識を変えていくよいきっかけになると思う。「大人が変われば子どもも変わる」という法務省の「社会を明るくする運動」の啓発キャンペーンにもあったかと思うが、そういった意味で、この試みに乗っていただけるとありがたい。

**(千葉県PTA連絡協議会 久保田氏)**

ただいまの話について、7月20日に役員会が予定されていて、県内のタウンミーティングを開催するところには必ず役員がいるので、役員を出すなり、地域のPTAの方が行っていただけるように考えている。

**(野沢座長)**

実は、それを僕も提案しようと思っていたのだが、森さんに先に言われてしまった。

**(中小企業家同友会 市川氏)**

またしゃべるのかと思われるかもしれないが、校長にお願いが一言。

ある地域の特殊学級で、男の先生の場合、女の子を指導するのに困っている例がたくさんある。地域によっては補助教員が付いているが、全県的にそれができないのか、その獲得をお願いしたい。できるできないはともかく、努力をお願いしたい。

また、教職員の資質の向上について。先生によってかなりの温度差があり、考え方が違う。特殊学級設置校の中に、運動会に1競技出るためだけに一日中座らされている例がある。そういう事態を避けていくためにも、他の教員の皆さんが努力して改善してほしい。

もう1点。教員の男女比率について。学校によって、例えば、女性の教員が20人、男性が5人となると、やはり男の子の教育には男の先生が必要な場合も多いのに、年配の女性教師がついている。そういう状態だと、当然動き回る男の子の体力に先生がついて行けない。

この場での答えは構わないので、これから、年月をかけて取り組んでいただきたい。

**(野沢座長)**

他の委員の方はいかがだろうか。

森さんからもお話があったが、ぜひミニタウンミーティングを考えてほしい。今のところミニタウンミーティングは福祉関係者がとても多い。ぜひ普通の親御さんたちにも一緒に考えてほしい。

「差別」というと、とてもマイナスなイメージが強いが、要するに、色々な価値観を持った人たちのせめぎ合いのなかで、どうやって自分を尊重し相手を尊重していけるのか、折り合いを付けていくのかという普遍的なテーマだと思う。

学校の現場での差別事例は、学校に入る前の段階でのものが多いが、学校の中でのものも多い。ただ、学校ではよい話も多いので、差別の問題を通じて人間同士のあり方を考えていければと思う。ぜひ総合学習の時間などを積極的に活用して、取り組んでほしい。ミニタウンミーティングのやり方については、私たちも手伝わせていただくので、ぜひ手を挙げてほしい。どうもありがとうございました。

(拍手)

**(野沢座長)**

本日、医師会の池崎さんが急用により欠席とのことなので、歯科医師会の翠川さんからよろしく申し上げます。

**(千葉県歯科医師会 翠川氏)**

千葉県歯科医師会の翠川です。早速始めさせていただく。千葉県歯科医師会では、

手元の資料にあるように、昭和54年から今までの経緯が書いてあるが、県の委託を受けてこのような活動をしてきた。ほとんどの歯科疾患は予防処置が可能。そこに目を付けて、予防啓発に重点をおいて活動をしている。

千葉県自閉症協会の大屋先生の話だと、他県と比べて千葉県の障害者・児の歯科疾患は少ないということなので、この活動の成果が反映されているのではないと思う。

次のページを見ていただくと、このような検診車を使って、施設や在宅者を訪問するわけだが、このバスは災害時にも出動することになっており、阪神大震災でも出動し、中越地震では出動待機した。この車両にはリフトが付いており、車いすでも乗れるようになっている。一般的な治療はこの車両内で行うことができ、レントゲンや麻酔の設備もある。

次に、実際の検診の風景。検診に携わる先生は、各地域の歯科医師会から医師が来ている。だから、何か問題があればその先生が治療に入りやすいようになっている。

次のページでは、乳幼児はこのように寝かせて診療している。今年度は約60施設を訪問予定だが、予防重視という考え方から、乳幼児施設は毎年訪問している。その代わり、成人施設は3~4年に分けて訪問している。

次のページ、これは活動の特徴でもあるが、検診後、歯科衛生士がその人に最適な指導をする。施設職員や保護者の方に付き添っていただき指導をする。

次のページは、施設職員の方に介助歯磨きの実習・指導をしているところ。職員同士でやっていただいたりしている。次は、保護者の方に講義をしているところ。

次のページは、過去の活動実績の総数からすると、のべ30万人に保健指導している。

次に、これまでの出動実績のグラフ。前半にグラフの開きがあって出動回数が多くて施設数が少ないのは、訪問時に治療を積極的に行っていたため。冒頭でお話ししたように、平成4年頃からは予防啓発を重点的に行っている。次に、検診対象者数だが、毎年2,000~2,500人くらい。次の地図は、平成17年度の訪問先。なるべく漏れのないようにやっている。

次のスライドでは、歯科は医科と違って、在学中に障害者疾患学という講義がある。なおかつ、「日本障害者歯科学会」という学会もある。お手元にある受診サポート手帳を作ったときに私も関わったが、一番困っている医療分野は、歯科の例が多かった。千葉県歯科医師会の会長がおっしゃるには、「私たちの活動で、健常者よりも障害者・児の口腔内のほうがきれいになるくらいの努力をしよう。小さい頃から診ている場合は、虫歯0の場合、大人でも0になるように。」と指示なさっている。

いま、印刷にかかっているが、積極的に障害者・児の診療を受け入れたいという有志を集めて名簿を作っている。近々各施設などにお配りできると思う。

啓発活動にとどまらず、障害者と障害児が抱える問題を集めて対処するのも歯科医師会の仕事。いま問題になっているのは、摂食嚥下障害、飲み込めない、食べられない子が多いこと。いま3施設を訪問しているが、健常児なら2、3回の指導で終わってしまうことも、3ヶ月、6ヶ月、1年と時間をかけて行っていること。とても地味な活動だが、それが保護者の方々から喜ばれている。この事業も4年経ったが、今後も

続けていきたい。

簡単だが、取り組みの紹介についてはこのような形である。

(拍手)

(野沢座長)

ありがとうございました。では委員の方から意見・質問などどうぞ。

(横山委員)

横山です。精神病院にビーバー号が行くことはないのか。

(千葉県歯科医師会 翠川氏)

これまではない。施設の選択に際しては、行政とともに検討しているが、障害児・者施設と在宅者が対象となっている。

(横山委員)

精神障害者は薬の副作用で歯をやられることが多い。精神病院内に歯科があればそこに行けばよいが、なかなか行けない。精神病院は人里離れたところにあることが多いのでなかなか町中の歯科に行けない。是非訪問してほしいと思う。

(竹林課長)

県の委託事業としてこちらで歯科医師会にお願いしている事業なので。

(森委員)

森です。障害者疾患学について、難しいと思うが、どんな内容か簡単に教えていただければ。

(千葉県歯科医師会 翠川氏)

やはり、通常のアプローチとは異なるのが特徴。また、合併症を持っている方が多いので、ケース別の対処法や人と人との接し方など。症候群だけでも何百種類もあるので全てを学べるわけではないが、主なものについては。

(野沢座長)

さきほど、障害者診療を積極的にされる方の名簿を作ろうという話があるとおっしゃったが、何名ほどいらっしゃるのか。

(千葉県歯科医師会 翠川氏)

会員数2,300人のうち、かなり高齢で体力的に難しい先生もいるが、およそ350人ほど。ほぼ全県で各地域を網羅している。

**(野沢座長)**

昨日、国会で千葉県の取組みが国で「こんなにいい取り組みをやっている。国はどうしてるんだ。」と取り上げられたという。

**(竹林課長)**

この受診サポート手帳は、歯科医師会と、今日残念ながら欠席の医師会、手をつなぐ育成会や自閉症協会などの当事者団体の協力を得て作られた。提案自体も作成過程も官民協働の健康福祉千葉方式であるし、「どういうことを書けば思いが伝わるのか」「医師がスムーズに受け取るにはどうすればよいか」と様式も徹底的に官民協働で作った。7月8日の障害者自立支援法を審議している衆議院の厚生労働委員会の中で、自閉症対策の文脈の中で、千葉県の取組みが紹介された。私の知る限り、スウェーデンなど外国の例が国会に取り上げられることは多いが、ある自治体の取組みが話題となるのは珍しく、タイムリーなので、紹介させていただいた。

(拍手)

**(野沢座長)**

どうもありがとうございました。

では、次に、千葉県飲食業生活衛生同業組合の常任理事である藤沼さんからよろしくをお願いします。

**(千葉県飲食業生活衛生同業組合 藤沼氏)**

千葉県飲食業生活衛生同業組合の藤沼です。皆さんお話もうまく、質問も鋭いし、私がこの場にいるのは場違いな気もして心配してしまうが、よろしくをお願いします。

まず、私どもの自己紹介をさせていただくと、飲食業生活衛生同業組合というのは厚生労働大臣の認可した組合である。全国で13業種あり、飲食業では県内5,500名の組合員が在籍している。県内で最大の飲食店関係の団体である。

まず、飲食店の話をしたいと思うが、障害のある方が健常者と同じようにランチを食べたり、スナックでお酒を飲んだり、カラオケを歌いたいとか、できるようにするにはどうすればいいか、ということについて思うことをお話ししたい。

飲食店には大まかに分けて5種類ある。1つは普通の飲食店(食堂、そば、すし屋、レストラン)、2番目にお酒を出す店(小料理、居酒屋)、3番目にスナック、パブ、カラオケなど女性をつく店、4番目は外食産業(大手レストラン、回転寿司等)、5番目は宴会場、ホテルなどに分けられる。

現状を言うと、障害者用の、例えばトイレや設備などのバリアフリーの状況は、全店の9割以上は整っていないと思う。理由として大きく挙げられるのは、個人経営者が多いこと。私も蘇我駅の近くでスナック、居酒屋を営んでいるが、そのような設備を作ったら、客席面積が5~6坪なので、トイレだけで場所がなくなってしまう。そして、道路交通法の改正により飲酒運転の取り締まりが厳しくなったためか、売り上げが3年前と比較して半分に落ち、組合でも年間で約2割の人たちが廃業している状況である。とても経営が苦しく、バリアフリー化する余裕がない。そして、障害のある方が来店し



た場合、介護する人といった人材が確保できない。仮に障害者の方が来店すると、例えば私の店はスナックで、お酒が入っているから、障害のある方と一般の方と必ず摩擦が生じてしまう。私の店でもそのような経験があった。それが私たち飲食店の正直な現状である。

では、どうすれば障害者が健常者と同じように楽しく遊べるのか、ということについては、県や市など行政の方の全面的バックアップがないととても難しいと思う。もし、全面的にそのようなバックアップや民間の学生ボランティアなどが得られれば、そして我々飲食業組合が協力、例えば料理やカラオケを提供したりといったこともできると思う。行政の支援があれば、我々も協力できると思う。

(拍手)

**(野沢座長)**

どうもありがとうございました。とても率直なご意見をいただいた。こういう意見を受け止めて、大事にしていきたい。

さて、委員の方からは何か質問等は。

**(森委員)**

一応、この場は陳情の場ではないということをご考慮いただきながら、「行政の全面的バックアップ」ということについて、具体的にはどのようなことを想定されているのかお尋ねしたい。

**(千葉県飲食業生活衛生同業組合 藤沼氏)**

例えば、公共の空き施設・土地を活用することが考えられる。いま、昼間に各公民館などでカラオケなどの活動をしているところもあろうかと思うが、しかし「アルコールを出してはいけない」とか規制が多い。余っている土地にスナックなどを作ってみて、障害者の方が入りやすいようなモデルケースを作ってみるということも考えられるのではないか。

**(成瀬委員)**

成瀬です。いま非常に良い視点から問題を取り上げてもらった。3年前に身体障害者補助犬法ができた。しかし、それでも私どもが補助犬を連れてレストランに入ろうとすると、大体「ペットはだめ」と言われ断られる。これは一つのバリア・壁である。やはり法律がある以上、法律が守られるように協力していただけるとありがたい。

行政と業界の協力についてサジェスションをいただいた。これは、私が県内のレストランで補助犬を「ペットはダメ」と断られたときに、「行政からの通達がないとできない」ということを経営者の方がおっしゃった。それをもう一步進めて、飲食業組合と行政とが協力して障害者の社会参加のために、前向きなアクションをぜひ起こしていただきたい。

**(障害者計画推進作業部会 植野委員)**

例えば、ファミリーレストランで、カロリーを掲載する場合、正しい数値を載せてほしいという要請もある。また、アレルギーの表示などの情報保障を考えると、障害者はコミュニケーション保障も含めて考えてほしい。

また、喫茶店やレストランに行くと、手話は正面から話をするものなのに、強制的にカウンターに席を決められてしまうことがある。駄目なものは駄目だというのではなく、障害者一人一人が持つニーズを理解してほしい。社会性を理解していく場があればよいと思う。

**(千葉県飲食業生活衛生同業組合 藤沼氏)**

いまのご意見の趣旨からすると、半分以上は行政が指導することと思う。カロリーの表示については、保健所の指導により最低5種類のメニューを提出し、メニューに出ず店が段々増えてきていると思う。市内でも1割位の店がカロリー表示をしていると思う。

**(障害者計画推進作業部会 木村委員)**

これまで、色々な団体・業界の方々のお話を聞くことができ、いろいろな方とコンタクトができたことをうれしく思う。なぜなら、例えば、地域活動として「ショットバーをやろう」「喫茶店をやろう」という話になったとき、やり方がわからない。そういうときに、ボランティアとして経営ノウハウを分けたりしていただけると助かる。そのためのボランティア体制等を整えていただけるとありがたい。

**(千葉県飲食業生活衛生同業組合 藤沼氏)**

可能だと思う。組合には各地域の単位会も多くある。千葉市内だけでも48カ所ある。私も千葉市南部飲食店組合としても活動している。なので、そちらの組合長に相談していただければ、協力いただけるかと思う。

**(野沢座長)**

良い出会いがありましたね。私は、いままで家や施設の中で暮らしていた障害者が地域に出て消費活動をしていく動きが強くなっているが、そうすると、サービス業において大きな消費者となると思う。

私個人だけでなく、多くの人が思うことだと思うが、障害者専用の飲食店があってもあまり行きたくない。むしろ、一般の人が行くところに障害者やその家族も行きたいと思う。

先ほどおっしゃったように、他のお客とトラブルになるときに本当にどうすればよいのか。行政がいくら言ってもお客は増えないと思う。やはり僕らは、障害者に配慮してくれるような飲食店にうんと儲けてほしいし、そのためにどうすればいいか一緒に考えていきたいと思う。

**(千葉県飲食業生活衛生同業組合 藤沼氏)**

私もそれには興味がある。私の店にも口がきけないがカラオケがとても好きなお客

がいる。月に1回ほど、10曲から15曲くらい曲に合わせてうなって、とても気持ちよさそうに帰っていく。私の店も白旗にあり、淑徳大学の方がいらっしゃるが、淑徳大学の福祉関係の学生さんがアルバイトとして入っていて手話ができるので、多少は対応可能である。それで、手話で話すと、とても喜んでくださる。その姿をみると、何かできることはないか、と考える。しかし、あくまで個人の力では限界があるので、何らかのバックアップをいただくことで、完成するのではないか。

(拍手)

(野沢座長)

ありがとうございます。

では次に移らせていただき、千葉県弁護士会の高齢者・障害者支援センターの渋川さんからお願いします。

(千葉県弁護士会 渋川氏)

弁護士の渋川です。

弁護士会に高齢者・障害者支援センターが設けられていて、同センターの委員が社会福祉協議会の相談事業等において障害者からの相談に応じている。さらに同センターの委員会において、その相談実例の内容について事後的に検討会を開いている。

同センターの活動として、少なくともこの2年間は、障害者の差別の問題について特にテーマを絞って研究・議論し、センターとしての統一見解を定めたり、あるいは障害者の差別の実態調査をしたことはなかった。

#### 1. 差別に関する法令についての通説的見解

- (1) 憲法14条は、合理的な理由に基づく差別を禁止するわけではない。
- (2) 憲法14条は、国家と国民との関係で適用されるが、私人間の法律関係に直接適用されるものではない。条例も、県と県民との関係で適用されるが、私人間の法律関係に直接適用されるものではない。
- (3) 他方、司法的法律関係(民法や商法の適用される分野)では、私的自治の原則が適用され、個人はその自由意思に基づいて法律関係を形成することができ、国家はかように形成された法律関係に干渉すべきではない。私的自治の原則には法律行為自由の原則、契約自由の原則等が含まれる。ただし、近年、私的自治の原則の修正がなされ、両当事者に経済的実力に著しい差がある場合には、経済的弱者の利益を護るために強者に対して抑圧を加えることができるとされるに至った。契約約款の効力の否定(労働基準法、借地、貸家)、契約締結の強要(電気、ガス)

#### 2. 私の個人的意見

- (1) 条例で、私人間の法律関係において、障害を理由とする差別的取扱を禁止することは、前記通説的見解に従えば、法理論的に困難である。例

えば、障害のあることを理由に障害者との契約(雇用、貸家)締結を拒否することを条例で禁ずることはできない。

(2) 条例で制定が可能なのは、

- 障害の故の不当な差別排除の理念を宣言すること
- 障害の故に不当な差別されている実態を知らしめ、改善するための啓蒙運動を行うこと
- 委員会を設置して、その委員会をして不当な差別の実態を調査させ、関係者に改善の勧告をさせること
- 調停機関を設置して、障害の故の差別を受けたとして救済の申立があった場合に、関係者から言い分を聴いて円満な解決を目指して調停・仲裁を行わせること
- 障害者は精神的あるいは肉体的な支障のために自己の言い分を十分に主張できないことが多いから、差別扱いを受けたとして援助の申請があった場合に、障害者の代弁者として障害者の言い分とか障害者の状況を相手方に説明する役割を担うボランティア制度の創設
- 障害者の雇い入れ、障害者に対する家の賃貸等を促進するための補助金支給制度、あるいは県等が保証人となる制度の創設

など側面から差別解消を促進する諸制度を設けることであろう。

(3) 差別行為を禁じるために条例で罰則規定を設けることはするべきではない。その理由は

- どのような行為が処罰の対象となるか(構成要件)を明確に定めることが困難である
- 現在の一般人の法意識では、私人間の法律関係において、障害を理由とする差別的取扱を処罰してまで禁止すべきであるという大方の共感を得られない
- 告訴・被害届の手続が容易でない
- 捜査機関が積極的に捜査等に動くことが期待できないからである

(4) 通説的見解に従った無難な内容の条例を制定したのでは、障害者差別解消に実行が薄いかもしれない。わざわざ今回条例を制定しようとするからには、法理論的には多少無理があっても条例の無効を主張されとか国家賠償を請求されるおそれがあっても、斬新な内容とすることも政治的観点から一つの選択肢となりうるかもしれない。

3. 今回の条例制定と直接関係しないかもしれないが、

(1) 障害と一口に言っても、多様であり、またその程度も大きな差がある。障害があるからといって、一律に特別扱いをすることは妥当ではない。各種法令や制度に設けられている障害者に対する特別扱いが合理的なものか、必要最小限のものであるか検証されなければならない。

- (2) これは、不利益扱いの場合に限れるのかという問題もある。障害の故に過度に優遇されている場合は不問に付されていいのだろうかという問題である。健常者に対する逆差別にならないか。

(野沢座長)

では委員の方から何か。

(森委員)

千葉県弁護士会の高齢者・障害者支援センターの「支援」というのは、私見でも構わないが、どのような考えをお持ちか。

(千葉県弁護士会 渋川氏)

委員会全体の見解はまとめていないが、高齢者や障害者は人権を蹂躪されることが多いので、それを解消するために活動するということ。そのために社会福祉協議会の相談に委員を派遣したり、相談について委員で議論する。また、成年後見について機能を充実させることも重要である。

(森委員)

では少し質問を変えて、具体的に、障害者に関わることとして、弁護士会として取り組みや事例としては何かあるか。

(千葉県弁護士会 渋川氏)

人権擁護とは別の委員会で動いているかもしれないが、センター全体で動いた例はないと思う。

(野沢座長)

では、次に植草さんからご意見をどうぞ。

(植草しづえ氏)

市民の一人として、当事者として日頃感じていることを述べたい。様々な障害当事者が「差別されているな」と感じていることも、ハード面では変わっていくものと思うが、ただ問題となるのはソフトの面、心の問題はなかなか難しい。

つまり、意識を変えていくもっとも重要なことは、教育の問題だと感じる。外部講師として、100校以上の学校に行っているが、一番問題なのは、子どもたちではなく教師、特に管理職の意識が低いこと。どういうことかという「障害者はかわいそうな人・不自由な人、そういう人にどうやって手を貸して上げられるか。」という意識が非常に強い。

議事録の中にあっただが、障害者の理解をするというところで、他人の立場に立つということは、自分自身の問題として捉えることができるかどうか。先生方は、相手の身へのなり方が、自分の価値観から出発されている。そういった価値観から指導するので子どもは混乱する。コーディネータを養成するというにしても、出発点を掛け違っている教師が指導するのは心配である。意識改革の「意識」の部分はどう捉えるか

が重要ではないか。

市の地域福祉計画の場でも教育関係者の席が用意されているが、来ない校長が非常に多い。欠席するときに代役を立てることもしない。そういう状況で、校長先生の意識というのはいったい何なのか、と思う。これからの社会を担う子どもたちの意識がとても重要だと思う。

就労の中で私が感じていることは、私自身が国立身体障害者職業リハビリテーションセンターで学んだが、いかなる就職先でも重要視されるのは、法定雇用率をどう満たすか。雇用促進協会からどれだけの補助金をもらえるか。その中で問題なのは、法定雇用率制度は等級で分けられていて、さまざまな障害の種別による雇用がされていない。等級のみだと視覚障害は不利である。

また、さまざまな会議・講習などにバリアフリーが必要。「聴覚障害者が来るから手話通訳と要約筆記を用意しよう」というのではなく、常にどんな人がきても大丈夫なように、いるものと想定して資料などを用意してほしい。ユニバーサルデザイン的な発想が必要。

**(野沢座長)**

ありがとうございました。

**(障害者計画推進作業部会 植野委員)**

私は聴覚障害で手話通訳を使っているが、植草さんには情報保障に言及していただきありがとうございました。

渋川さんに伺いたいですが、私人間効力ということについて、セクシャルハラスメントや労働関係法などの問題はどうなるのか。また、様々な相談をしても、我慢して諦めてしまうことが多いので、もう少し掘り下げていただきたい。

**(千葉県弁護士会 渋川氏)**

セクシャルハラスメントや労働問題のように、私的自治の原則を大きく修正する、私人間の関係を強く規制する法規範の定立は、全国一律に行える国の法律でやるべきという意見である。一自治体が条例で規制すれば、例えば、企業が障害者雇用の負担を恐れて千葉県に来なくなったりするおそれがある。

**(佐藤副座長)**

以前にもこの研究会で議論したが、ここで学説的な討論をしても仕方がない。ただ、この研究会のおおかたの意見としては、困難があってもそれを乗り越えていこうということ。今日、渋川先生のお話を聞いていてどうなるかなと思ったが、最後には乗り越えていこうという話になったのでよかった。これが1点。

もう1点は、千葉県弁護士会に高齢者・障害者支援センターというものがあるのを知らなかった。センターと別に人権擁護委員会というものがあるのだと思う。また、障害者の地域生活で問題となるのは消費生活に関わる問題で、これには消費生活委員会がある。

しかし、千葉県だけでなく私の所属する東京弁護士会もそうだが、どこの弁護士会

でも、各委員会で縦割りで没交渉。自分たちが関わっている事件や問題について、個々の弁護士は一生懸命やっているのに、会の中で経験や情報を共有しない。可能性があれば是非やっていただきたいが、千葉県弁護士会の中で各種委員会で合同勉強会などを開いてもらい経験を共有し、そこに我々が行くことができれば参加させていただきたいと思う。

**(千葉県弁護士会 渋川氏)**

即答できないが、持ち帰りたいと思う。

**(高梨副座長)**

高梨です。植草さんとは千葉市で行われている福祉教育の講師の一員同士である。障害者の立場である植草さんに聞きたいが、県民の中には、「公務員の障害者枠採用は逆差別」という意見もあるがどう思われるか。

**(植草しづえ氏)**

答えがまとまらないが、就職試験にはとても問題が多い。障害者特別枠試験を設けるのは、社会に対する体面を保つ必要があるだけというケースも多々あるのではないかと思う。アピールをしているケースもあるのではないか。特別枠の存在そのものよりも中身の問題ではないか。

**(障害者計画推進作業部会 植野委員)**

いまの問題について、米井さんはどう思うか。

**(連合千葉 米井氏)**

私は千葉市で障害者枠ができた年に受験し、倍率約7倍だったが、大卒でも初級でしか採用しないということだった。逆差別といわれれば倍率が一般より低いのでそうなのだが、そういった縛りも確かにある。

**(成瀬委員)**

時間がないので簡単に申し上げるが、逆差別などとんでもない話だと思う。国連障害者の10年が終わるときに、スウェーデンの元社会大臣で全盲のリンクvistさんは、「社会は誰のために作られていることを考えれば、すぐに答えが出るじゃないか。」と僕たちにおっしゃった。これはどういうことかということ、逆差別とか言う言葉が入り込む余地がなく、障害のある人もない人も同じスタートラインを用意するということが「完全参加と平等」ということ。「障害者だけが優遇されているのではないか」ということ自体が不要。

**(千葉県小学校長会 岩崎氏)**

植草さんからのご意見について、私ども学年主任や校長など教育の一番重要なところに携わるものとして真摯に受け止め責任を感じる。ただ、責任を転嫁するつもりはないが、校長や学年主任個人の資質のみではなく、我々教師自身が障害のある子と別々の環境で育てられてきたということまで考慮してほしい。

(野沢座長)

では、本日欠席された医師会からの資料を事務局から紹介してほしい。

(事務局:小森)

医師会からの資料を読み上げる。

千葉県医師会における障害者差別をなくす取組みについて。

2005年版「障害者白書」によれば、高齢化の進展に伴い、国民の20人に1人(5%)が、何らかの障害を有しているという。

千葉県医師会では、障害者を単に身体的、精神的障害としてではなく、疾病による障害にまでその範囲を広げ、これまで様々な形で取り組んできた。本日は、時間の関係で、その一端を簡単に述べさせていただきます。

まず、数年前から「難病団体連絡協議会」と連携し、千葉県医師会メディカルフォーラムの一環として、講演会、話し合いの場などを設定し、相互理解を深めてきた。

地区医師会、特に市川市医師会では、数年前から「市川手をつなぐ親の会」と協力し、毎年、講演会、セミナーの場を持ち、障害者がどうしたら快適に社会生活を送れるかともに考え、市民に対してもその啓蒙を図ってきている。

千葉県医師会としては、昨年、千葉県障害福祉課の「受診サポート手帳」作成事業に積極的に参加、協力した。すなわち、障害者が実際に医療を受ける際、様々な障害があるため、適切な医療が受けられない状況にあった。そのため、障害者が持つ一人一人の特性を理解し、円滑に診療を行い、最前の医療を受けやすくするためには、どう改善すればいいのか等、具体的に細かい点にも注意を払い、この「受診サポート手帳」を完成に導いた。障害者の家族、現場の担当者のみならず、医療現場の医師からも評価されている。

また、高齢の障害者に対するものとして、昨年「認知症(痴呆)ー相談・診療の手引き」を作成した。全国各地で同様なものが作られつつあると聞かすが、これほどに充実したものはないと自負している。その内容は、痴呆・自閉症の相談、診療の医療機関名簿、痴呆のスクリーニングテスト、関連施設、公的機関名簿に加え、特に、社会福祉協議会のご協力で「成年後見制度」について解説したことは、医療現場のみならず、施設、センターから高い評価を受けている。

このように、「健康と福祉の要・千葉県医師会」をキャッチフレーズに、決して派手ではないが、地道に障害者がいかに社会に溶け込み、どうしたら普通の生活ができるか検討してきた。

その一端として、千葉県医師会では、5年前から市民・県民向けの小冊子「ミレニアム」を作成し、これら広報活動を通して、医療機関を巻き込んでの支援を陰ながらバックアップしてきたが、これに満足することなく、一步一步障害者の差別をなくすために、さらに努力していく所存である。

(竹林課長)

本日は医師会の池崎理事にいらしていただく予定だった。医師会は初めから大変



乗り気でいただいていた。今日この場に来られないことについて非常に残念だった。先週も医師会にお招きいただいて話をしたところである。

**(野沢座長)**

では事務局からミニタウンミーティングの紹介を。

**(事務局:小森)**

現在、県内20カ所ほどでミニタウンミーティングの開催が予定されている。委員の方々も手分けしてご参加いただき、議論の経過などをお話いただきたい。

日程調査票に出席可能な日を記入していただいて、事務局宛に提出していただきたい。

**(横山委員)**

締切はいつまでになるのか。

**(事務局:小森)**

さしあたり次回までにご提出いただきたい。

**(野沢座長)**

大変遅くなったが、これにて今回は終了としたい。では次回研究会は7月28日に予定している。お疲れ様でした。

---第10回 障害者差別をなくすための研究会議事概要---